

知的財産権に関する担保権の現状と課題

竹内 敏夫^(*)

スタートアップ・ベンチャー企業を中心として、無体財産権の担保としての活用が注目されている。近年、特許権に関する質権設定の件数も増えつつある。一方、譲渡担保については、新たに法律が整備され、産業財産権では適用が留保されるものの、著作権については適用される状況となっている。このような状況の中で、知的財産権に対する担保権に関する現状と問題点について検討を加え、今後の制度の在り方について考察を行う。

【目次】

- I. はじめに
- II. 知的財産法に関する担保権の取り扱い
 - 1. 特許法等産業財産権における質権の法的性質
 - 2. 担保権設定の現状
- III. 質権に関する問題点について
 - 1. 特許を受ける権利と質権
 - 2. 質権者による差止請求権の可否
 - 3. 質権実行時の問題点
- IV. 知的財産権と譲渡担保
 - 1. 特許権と譲渡担保
 - 2. 譲渡担保の法的性質
 - (1) 所有権の構成と担保的構成
 - (2) 被担保債権の範囲
 - (3) 実行
 - (4) 物上代位
 - (5) 産業財産権との関係
 - (6) 特許を受ける権利と譲渡担保
- V. 特許を受ける権利に関する強制執行
 - 1. 学説状況
 - 2. 検討
- VI. その他の担保権
 - 1. 知財信託
 - 2. 工場抵当
- VII. 考察
 - 1. 質権について

(1) 特許権に関する質権の法的性質

(2) 特許を受ける権利と質権

2. 譲渡担保について

VIII. まとめ

I. はじめに

知的財産権と金融の問題については、特許権などの知的財産権について、財産権の一種として、資産としての評価や融資などの資金調達などに活用できないかが大きな関心事となっている。例えば、海外では、米国の S&P500⁽¹⁾ 企業の時価総額に占める無形資産の割合が 2020 年に 90% に達したとの報告がある⁽²⁾。また、国内でも金融庁及び厚生労働省により事業性融資の推進等に関する法律が令和 6 年 6 月に成立し、有形資産に乏しいスタートアップや、経営者補償により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権⁽³⁾)が創設されている。このように、知的財産権を含めた無体資産については、これを活用しようとする機運が高まっている。また、担保権については、これまで法律上明確な規定無く、実務的に認められてきた譲渡担保について、令和 7 年 6 月に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律⁽⁴⁾」(以下、「譲渡担保法」という。)が公布され法制化

(*) 日本大学法学部 教授

(1) S&P500 は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社が公表している米国経済を代表する約 500 社の株価から算出される株価指数であり、米国株式市場の時価総額の約 80% をカバーしているといわれている。

(2) Presidential Task Force Intellectual Property Reporting for Brands(International Trademark Association (INTA) 発行 2024 年 1 月 25 日) 6 頁

(3) 企業価値担保権では、信託会社が担保権者となり総財産(将来取得財産を含み、のれんを担保価値として捕捉する仕組みであって、この中に特許権をはじめとする知的財産権、広くはノウハウなども含まれると考えられる。この場合、「通常の事業活動の範囲」での使用、収益及び処分は可能。「通常の事業活動の範囲」を超える処分には、担保権者の同意が必要となるほか、企業価値担保権の設定者が、重複して個別資産に担保を設定の上、実行することは禁止されるなどの措置が取られている。

(4) 譲渡担保法では、特許法等における特許権等では、譲渡担保権者の担保財産に対する権限の制約の有無という点において差異があることから、特許権、実用新案権、意匠権、商標権については、適用を除外するとされている(産業構造審議会知的財産分科会 第 51 回特許制度小委員会令和 7 年 1 月 17 日付け資料)。

が図られ、2年6月を超えない範囲内において政令で定める日までに施行されることとなっている。

このように、知的財産権に関する担保権の活用については、特にベンチャー企業、中小企業にとって資金調達の手段としての重要性が今後ますます高くなることが予想される。これまでは、ベンチャー企業の資金調達としては、新しく株式を発行することで資金調達を行うエクイティ・ファイナンスが注目されがちであった。エクイティ・ファイナンスは、貸借対照表上は、資産が増加し、返済義務もないため財務体質の強化につながるというメリットがある反面、経営権への影響や、手続きの複雑さ、急な資金調達には対応できないなどのデメリットもある。これに対して、担保融資などのデッド・ファイナンスは、返済の必要はあるが、経営権への影響がなく、担保価値が認められれば比較的迅速に実行できるため、特にスタートアップや、ベンチャー、中小企業にとっては、キャッシュフローの改善という面からも重要性が益々高まっていくものと考えられる。

しかしながら、特許権などの知的財産権単体に対する担保評価となると、評価価値基準が未だ定まっていなかっただけでなく、無体財産権の特徴から必ずしも有体物等に関する規定が当てはまらない場合や、十分な判例の蓄積もないため、運用面を含めて改善の余地が残されているものと考えられる。

本論文では、このような状況を踏まえて、特許権を中心とした知的財産権に対する担保権に関して、現状とその課題について考察する。

II. 知的財産法に関する担保権の取り扱い

1. 特許法等産業財産権における質権の法的性質

特許法において、質権に関する規定としては、特許法98条と特許法95条がある。特許法98条では、特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定については、登録により効力が発生する旨規定されており、これは無体財産権である特許権の特性から、その占有という概念がなじまないためとされている。また、特許

法95条においては「特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。」と規定されている。

特許権についての質権の法的性質については、旧特許法(大正10年法)では、現在のような規定を欠いていたことから、①権利質と解し、質権者が実施できるとする説、②質権者は原則として実施できないが、設定者の承諾ある時は実施権を有するとする説、③抵当権と同様に解し、設定者に依然として実施権があり、質権者は優先弁済権を有するとする説、④財団抵当と同様な登録質と解する説、などがあった⁽⁵⁾。

現行の特許法95条のように質権者の実施を原則として制限し、質権設定者(特許権者)に特許発明の実施を認めた実質的な理由は、特許発明の実施が通常相当の設備を必要とすることや、技術の熟練を伴わなければならない場合が多いことを考えると、質権者が実施の権能を有するという制度よりも質権設定者が実施の権能を有する制度のほうが望ましく、また債権回収にも便宜であるためとされている⁽⁶⁾。

ここで民法における質権の特色の一つとしては、留置的効力(民法344条)があるとされる⁽⁷⁾。留置的効力とは、動産質及び不動産質において目的物の占有を質権者に移し、債務者に目的物の使用・収益をさせないことによって心理的な圧迫を加えることにより間接的に弁済を強制することをいう。

一方、特許権に関する質権については、特許権については、特許庁への登録が効力発生要件となっており(特許法98条1項3号)、特許権者は特段の定めがなければ実施を行うことができるため(特許法95条)、留置効力は認められない。また著作権についても登録は第三者対抗要件で、質権の設定自体は合意だけで行うことができ(著作権法77条2号)、著作権者は別段の定めがなければ著作権を行使することができる(著作権法66条1項)と規定されている。これらのことから、知的財産権に関する質権については、一般に権利質に該当すると考えられており、特許権者等の権利者の権利行使を制約しないという点で、通常の質権とは異質であり⁽⁸⁾、実質は抵当権と同じであるとされている⁽⁹⁾。すなわち、現行法における特許権等を目的とする質権

(5) 平野聖「知的財産権の金融担保法上の位置づけ」川崎医療福祉学会誌 Vol.14 No.1(2004) 100頁

(6) 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第22版]P326, 中山信弘・小泉直樹編「新・注解特許法」(2011年4月発行) 1572頁

(7) 内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権 第4版」2020年4月20日 587頁

(8) 前掲註7 内田 591頁から592頁

(9) 中山信弘「特許法」第5版 2023年11月30日 489頁

は、質権といっても実質的には抵当権に代表される非占有担保権の一種であって、質権者の承諾のある時に限り収益質の性質を有する(収益を被担保債権の優先弁済充当することができる)が、質権設定者の承諾がない時は抵当権に類似する性質を有することとなる⁽¹⁰⁾。

なお、特許権に関する通常実施権については、平成23年特許法等の改正により、登録制が廃止され当然対抗制度が導入されたため、登録ができないことから、この点については、民法が適用されることとなる。従って、通常実施権について質権を設定する場合は、民法364条が適用され、民法467条の債権譲渡通知の規定に従い、第三債務者にその質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもって第三債務者その他の第三者に対抗することができないこととなる⁽¹¹⁾。これにより、通常実施権者が、特許権者に対抗するためには、通常実施権者(質権設定者)から特許権者等に対する通知か特許権者等による承諾(民法467条1項)が必要となる。同様に、契約成立後の特許権の譲受人等の第三者に対抗するためには、通常実施権者(質権設定者)から特許権者等に対する確定

日付ある通知または特許権者等の確定日付ある承諾が必要となる。これらの点で、通常実施権については、特許権とは異なる取扱いが生じている。

2. 担保権設定の現状

年によってばらつきがあるものの質権設定の件数は、特許行政年次報告書によると以下の表のように2018年815件、2022年1389件、2023年1094件、2024年295件となっており、2017年ころまでは年間数十件～数百件程度であったものが、2022年、2023年は、1000件を超える年度もでてきている。

一方著作権については、直近のデータはないが、図2の文化庁の資料によれば、平成10年代前半は、著作権移管する質権登録の件数は100件にも満たない程度で推移していることが伺える。

特許権に関して、最近質権設定件数が多くなってきていることについて、権利化以降の詳細なデータベースが整備されていないため、詳細な分析は行っていないが、スタートアップやベンチャーのように、事業と取得している特許権等が一体不可分な場合(例えば、

(1)特許権の変動に関する統計表

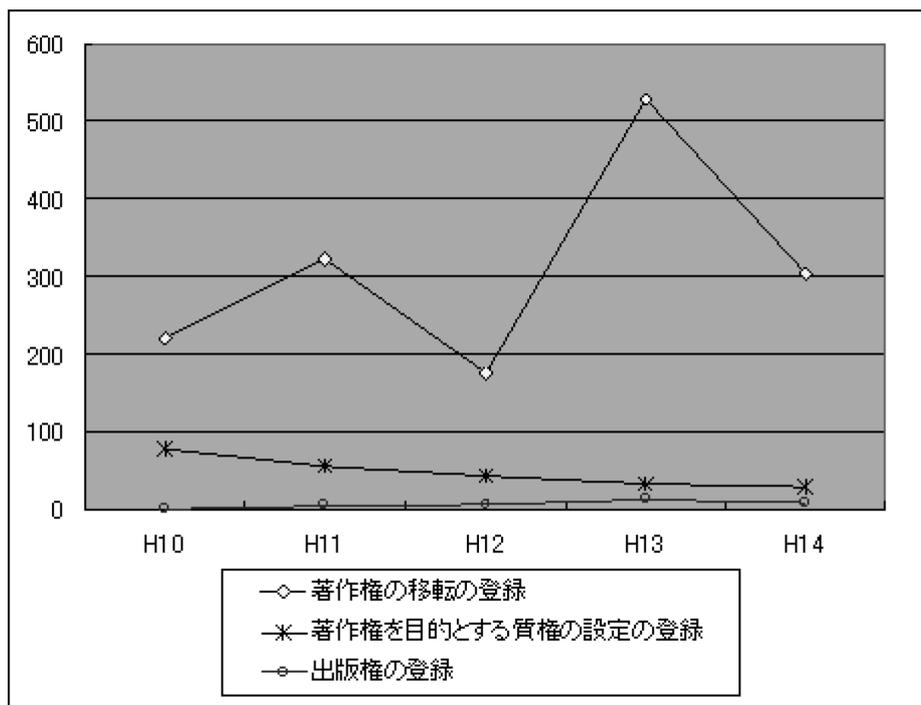
種別\年		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
権利の移転	相続・合併	13,432	14,945	13,803	13,874	7,697	10,335	15,293	11,905	14,521	13,048
	相続・合併以外	16,942	22,746	15,624	15,308	14,597	14,698	16,471	11,807	14,223	16,125
実施権の設定	専用	178	132	181	112	129	170	82	102	115	202
	仮専用	49	48	74	39	43	24	21	28	23	34
実施権の移転	相続・合併	0	5	6	1	7	0	0	0	11	0
	相続・合併以外	9	2	10	1	1	9	39	0	7	10
質権の設定, 移転		81	47	193	815	208	65	161	1,389	1,094	295
処分の制限		124	113	151	116	248	82	88	77	135	150
登録の更正, 変更	住居表示	311	24	190	566	21	14	4	77	67	2,013
	その他	59,038	70,229	30,303	33,835	58,817	36,041	47,026	35,000	55,001	21,659
登録の抹消	権利抹消	28	201	204	30	45	54	212	67	190	598
	その他	1,693	860	921	418	562	899	464	2,220	2,355	2,031
信託		1	809	557	746	87	0	38	1,216	46	53
仮登録		30	44	0	0	0	2	1,314	80	0	466
予告登録		627	1,652	1,532	1,485	1,445	1,211	1,676	1,718	1,755	1,711
工場抵当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
判定		65	131	106	54	42	44	50	44	68	55
職権登録	権利抹消	8	44	68	81	85	100	64	80	81	90
	その他	455	1,309	1,540	2,480	1,545	1,062	1,345	1,585	1,565	1,519
計		93,071	113,341	65,463	69,961	85,579	64,810	84,348	67,395	91,257	60,059

特許行政年次報告書 2025年版 P132 より引用

図1 特許権に関する権利変動

(10) 中山信弘・小泉直樹編「新・注解 特許法(上)」第2版 1572頁

(11) 高林龍「標準特許法」(第8版)225頁



文化庁 文化審議会著作権分科会(第10回)平成15年10月15日資料 より引用
 図2 著作権に関する権利変動

開発型ベンチャーなど)には、事業=取得している特許群で評価が可能なが予想される⁽¹²⁾。

Ⅲ. 質権に関する問題点について

1. 特許を受ける権利と質権

特許を受ける権利については、特許法33条2項に「特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。」と明記されている。この規定の趣旨としては、公示手段がないことや、質権設定後で特許出願の補正をする場合の質権者の同意等の手当がなされていないことが挙げられる。しかし、これらはいずれも立法的な解決がなされることにより解決できる問題であり説得力がないことが指摘されており⁽¹³⁾質権を認める方向で検討すべきとされている⁽¹⁴⁾。

この点に関しては、産業構造審議会の報告書⁽¹⁵⁾においても、不動産等の担保に適した財産を保有していない企業であっても、技術力が高い企業であれば融資

を受けやすいこと、及び金融機関にとっても、担保設定のプロセスにおいて、融資先の資産を知的財産の価値も含めて多面的に評価することができるなどの必要性が述べられている。また、特許を受ける権利については譲渡担保が設定可能であるが、譲渡担保では、権利名義が債権者(金融機関等)に移転するため、出願段階における手続、ライセンス契約、訴訟等において、債権者(金融機関等)が当事者とならざるを得ないという不都合が生じる。この結果、実務においては、特許を受ける権利に担保を設定する場合、特許を受ける権利にやむを得ず譲渡担保を設定しておき、特許権設定登録後に、権利名義を戻した上で改めて質権を設定するという煩雑な手続が強いられるという不合理な事態が生じていることなどが指摘されており、これらの点から、特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁に向けた検討を行うべき旨が提言されている。特に、平成20年改正により仮専用実施権、仮通常実施権制度が導入され、出願中においても経済的に積極活用を

(12) 筆者の経験した特許権に対する質権設定の事例として、開発型ベンチャー企業について、株主となっている企業が、当該投資先企業に対してキャッシュフローの改善等を行うため、100件以上の保有特許権について質権を設定し、融資を実行したケースがある。このように、株主として融資先の経営状態や技術を把握している場合であって、エクイティ・ファイナンスではこれ以上資金調達に難しいか、手続きが面倒な場合には、特許権等を担保として融資を実行することも円滑に行われると思われる。
 (13) 前掲註9 中山「特許法」第5版175頁
 (14) 前掲註9 中山「特許法」第5版176頁
 (15) 産業構造審議会知的財産政策部会「特許制度に関する法制的な課題について」13頁(平成23年2月)

行うニーズの高まりから、特許を受ける権利を目的とする質権の設定による活用も考慮されるべきであると考えられる。

この点については、従前は、審査に要する期間も2010年(平成22年)ではファーストアクションまで28.7月⁽¹⁶⁾と出願してから権利されるまで2年以上の時間を要していたため、特許の設定登録を待つて質権設定を行うこと自体が実際上非現実的であった。現在は通常出願でファーストアクションまで9.1月⁽¹⁷⁾、早期審査を利用することで2.3月⁽¹⁸⁾と極めて迅速に権利化を行うことが可能となっているため、早期権利化を図ることで質権設定が可能な状況となっており、相対的に特許を受ける権利に対する質権設定の必要性は低下しているとも考えられる。

しかし、反面では、仮専用実施権等の制度が整備される等、特許を受ける権利の経済的、財産的価値が高まっていること、またスタートアップ、ベンチャー企業などの資力が乏しいが技術力を基盤として経営されている企業にとっては、特許を受ける権利に対する質権設定については、なおも必要性があること、また特許権となったものと、特許出願の発明とをまとめて質権設定する場合、特許出願中の案件は質権設定の対象から除外が必要が生じてしまい、出願中のものを含めた質権の設定ができないといったデメリットもある。特にデッド・ファイナンスでは、エクイティ・ファイナンスに比べて短期間で資金調達が必要な場合が多いため、このような要請に応えるためにも出願中から質権設定を認めることで、より資金調達がし易い環境を創っていく必要があると考える。

2. 質権者による差止請求権の可否

特許権を目的とする質権が設定されている場合、第三者による侵害行為があった際に、質権者が差止請求権を行使できるかについては問題がある。この点に関する判例は見当たらないが、前述のように特許権を対象とする質権は抵当権に類似していることから、抵当不動産の不法占拠者に対する抵当権者の明渡請求権を認容した判例⁽¹⁹⁾と同様に、質権者による差止請求を認めることも考えられる⁽²⁰⁾。

しかしながら、条文上も「特許権者、専用実施権者」

として規定されていること、また特許法95条が別段の定めがなければ特許発明の実施ができないと定めている趣旨からしても、直ちに質権者に差止請求権を認めることは困難であるように思われる。もっとも、侵害行為により、債権の回収が妨げられる恐れがあることから、債権者代位(民法423条)の要件を満たした場合には、代位行使ができると解釈できるものと思われる。また損害賠償請求においても、質権者が実施しておらず、特許権者が実施していた場合に特許法102条1項、2項が適用可能かなどの疑問もある。この点未だ判例がないことから明確な判断及び基準は確立されていないのが現状である。

3. 質権実行時の問題点

特許権に対する質権を実行するには、特許法に特別の定めがないため、特別の定めがない財産権に対する強制執行の規定である民事執行法167条1項により、債券に対する強制執行の規定が適用されることとなる。

したがって、差し押さえの申し立てを行う際には、差押命令の申立書を作成し申し立てを行い、これにより、差押命令が発令されると、債権執行と同様に、権利の差押えとともに債務者に対して差し押えた権利について移転等一切の処分が禁止され、差押えの登録が行われる。なお、差押命令によっても当該権利の通常の利用、管理は制限されることはない。

この差し押さえにより、特許権を換価する手続としては、ほとんどの場合、譲渡命令か売却命令が用いられる。譲渡命令・売却命令の発令に当たっては、評価人を選任してその知的財産権の価値を評価することとなるが、特許権などの知的財産は非常に専門性が高く、内容も極めて高度なことが多いため、実務上は日本弁理士会へ評価人の推薦依頼をかけ、選任された評価人によって評価額の算定が行われることになる。この場合、評価料だけで数十万円以上、評価期間としては2か月程度を要することとなるばかりか、特許権の経済価値評価の標準的な指標が定まっておらず、またその売買する市場も未整備であることから、実際上かなり困難であることが指摘されている⁽²¹⁾。

(16) 特許行政年次報告書(2011年版)第2章12頁

(17) 特許行政年次報告書(2025年版)第2章12頁

(18) 同註13 第2章129頁

(19) 最判平11年11月24日 民集53巻8号1899頁

(20) 前掲註10 中山等・註解1576頁

(21) 前掲註15 平野101頁

Ⅳ. 知的財産権と譲渡担保

1. 特許権と譲渡担保

特許権又は特許を受ける権利の担保化としては譲渡担保がある。特許権及び特許を受ける権利については、いずれも譲渡が可能であること(特許法33条1項、特許法98条1項1号)、また明確な禁止規定がないことから、譲渡担保の設定が認められている。また、特許を受ける権利については、質権の設定を禁止する旨の規定(特許法33条2項)はあるが、譲渡担保に関してはこれを禁止する規定はないため、特許を受ける権利に関する譲渡担保の設定も認められている⁽²²⁾。

2. 譲渡担保の法的性質

一般の動産、債券等を目的とする「譲渡担保」は、判例及び実務上で認められてきたが、明文の規定が存在していなかった。そのため、その法的位置づけを明確にするため、令和7年6月6日に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(以下、「譲渡担保法」という。)が公布され、2年6月を超えない範囲で施行されることとなっている。この譲渡担保法の適用については、同法第2条1号口において特許権、特許を受ける権利などが適用除外と明記されている⁽²³⁾。これについては、特許法においては、譲渡担保権者は、登録が効力発生要件となっているため、譲渡された時点で、完全な特許権者として権利行使をすることができるのに対して、譲渡担保法では、担保の目的を達するのに必要な限度で、譲渡に関する効力が生ずることとなり、譲渡担保権者の担保財産に対する権利に一定の制約を設けるものとなっていることから、譲渡担保権者の担保財産に対する権限の制約の有無という点において差異があるため、現時点では適用が留保されている⁽²⁴⁾。そのため、特許に関する譲渡担保にはこれまで通り解釈が適用され、担保権者が特許権者となり⁽²⁵⁾、担保権者が権利者となるいわゆる所有権的構成により解釈され、第三者の権利侵害に対して侵害訴訟を提起する場合は、原則として担保権者が原告となる⁽²⁶⁾。一方で、担保目的の実質を重視する担保的構成

をとる判例⁽²⁷⁾や学説も存在する。

譲渡担保法は、特許法等の産業財産権には適用されないが、著作権には適用があるため、その影響を検討するため、以下譲渡担保に関わる規定のうち、知的財産権に関連あると思われる規定等について検討する。

(1) 所有権的構成と担保的構成

譲渡担保法では、「譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。」(譲渡担保法3条)と規定されている。これは、譲渡担保による財産の移転の効力が、担保目的の達成に必要な限度で生じるとの最高裁判例⁽²⁸⁾を踏まえて、譲渡担保権者に移転する権利は、譲渡担保財産に関する優先弁済権であることが明記されている。

この点、著作権については、譲渡に関して登録が対抗要件とされている(著作権法77条)ため、特許権等の産業財産権の場合と異なり、担保的構成をとることが可能であり、担保的構成では所有権は設定者に残されていると理解できるとされる。

(2) 被担保債権の範囲

被担保債権の範囲について、譲渡担保法では、「譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保する。」(譲渡担保法4条)と規定され、原則的な担保債権の範囲が規定され明確化された。また、譲渡担保財産の譲渡については、実行の手続きによらなければ、これを譲渡することができない旨が定められた(譲渡担保法5条)。

(3) 実行

譲渡担保法では、債権譲渡担保の私的実行方法としては、帰属清算方式と処分清算方式が明記されている(譲渡担保法93条前段で準用する同法60条(5項及び6項を除く)、同法61条(6項及び7項を除く)及び同法65条の準用)。なお、譲渡担保法64条が準用されていないが、これは債権譲渡担保では、登記優先ルールが採用されていないためである。

この点、著作権法においては、著作権法77条で質権の移転等について、登録が対抗要件として規定され

(22) 産業財産権(工業所有権)逐条解説(第22版)104頁

(23) 知的財産権の中でも著作権については、同法2条の除外する定義の中に明記されておらず同法の適用がある。これは、特許権などは登録が譲渡の効力要件として、登録の内容と実態が一致すべきものとして制度設計されているのに対して、著作権は対抗要件となっているためと説明されている。(法制審議会 担保法制部会 第51回会議 議事録12頁)

(24) 産業構造審議会知的財産分科会 第51回特許制度小委員会令和7年1月17日 報告・事務連絡3頁

(25) 判例としては、最判昭62.11.10 民集41巻8号1559頁

(26) 前掲註10 中山等註解特許法1557頁

(27) 判例としては、最判昭41.4.28 民集20巻4号900頁

(28) 最判昭57.9.28 民集137号255頁

ているため、かかる著作権の規定が優先して適用されるものと考えられる。なお、知的財産権については、「その他の財産」に該当するため、「その他の財産」を目的とする譲渡担保については、「その性質に反しない限り」債権譲渡担保契約の効力・実行に関する規定が準用される(譲渡担保法 58 条)。もっとも、前述のように、特許権等の産業財産権については、譲渡担保法 2 条で適用除外とすることが明記されているため、産業財産権についてはあくまで参考となる。

①私的実行

譲渡担保法 92 条には、「債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。」旨が規定されている。

(ア) 帰属清算の場合には、帰属清算の通知を行い、所定の期間を経過した後、帰属清算時における譲渡担保動産の価格の限度において証明することが規定された(譲渡担保法 60 条)。そして、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が被担保債権額を超える場合は、その差額である帰属清算金を譲渡担保権設定者に支払う必要がある(譲渡担保法 60 条 4 項前段)。

(イ) 処分清算方式の場合には、処分清算譲渡をしたときは、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するとされている(譲渡担保法 61 条 1 項)。また同様に処分清算金の支払いについても規定が明記された(譲渡担保法 61 条 5 項前段)。

②競売による清算

競売が行われた場合、譲渡担保権者による配当要求及び譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、譲渡担保権を質権とみなし、民事執行法 133 条等の規定を適用するとされており(譲渡担保法 72 条 1 項)、物上代位による剰余金請求権の差し押さえや、第三者異議の訴えによる強瀬執行等の排除の他、強制執行手続きに参加して配当要求ができることが明記された。なお、著作権に関する譲渡担保は、債権譲渡担保と同様に扱われるため、競売

による清算の規定が適用されるのかは不明である。

(4)物上代位

物上代位については、「債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。」と一般原則が規定されている。この点、著作権法には、質権について著作権法 66 条 2 項に差押を要件として、物上代位を認めており、譲渡担保についても同様に認められるものと思われる。

(5)産業財産権との関係

前述のとおり、特許法が特許権等の移転について、登録を効力発生要件としていることとの整合性から、所有権的構成と理解した方が自然ではあるが、今回の譲渡担保法の制定により、今後法令改正や判例変更なども考えられ⁽²⁹⁾、今後の判例の動向が注目される。

(6)特許を受ける権利と譲渡担保

また、特許を受ける権利については、財産権の一種であることからこれを移転することが認められており(特許法 33 条 1 項)、譲渡担保に関する禁止規定もないことから、特許を受ける権利に譲渡担保を設定することができる⁽³⁰⁾とされている。特許を受ける権利については、公権的な側面もあるものの、現在においてはこの経済的価値の高まりから、権利の移転や仮専用実施権の設定、仮通常実施権の許諾が行われるような制度的な整備がされている。このような中で特許を受ける権利を目的とした譲渡担保も利用されていると推察はできるが、統計がないため、その実態は明確ではない。

以下、特許を受ける権利を目的とした譲渡担保権の設定に関する問題について検討する。

①特許を受ける権利に対する譲渡担保権設定に関する問題

(ア) 特許を受ける権利を移転する場合、特許法 34 条 4 項により特許庁長官への届出が効力発生要件となっている。この出願人名義変更届は、特許権発生後の登録制度と異なり、共同申請の原則が採用されておらず単独申請が可能で、承継を証明する書面についても、公正証書を要求す

(29) なお、この点、実務的には所有権的構成をとっているため、担保権者が、担保権設定者に対して専用実施権を設定、又は独占的通常実施権を許諾するなどして、第三者により権利侵害に対応することが挙げられている(前掲註 10 中山等 註解特許法 1557 頁)。

(30) 産業財産権法(工業所有権法)逐条解説第 22 版 104 頁 特許得を受ける権利は公権であり、請求権としての性質も有することから確認的に移転ができる旨の規定が設けられたと説明されている。

るなどの内容の真实性担保のための手当てが従来はされていなかった。そのため、手続きが簡便である反面、承継人を詐称する者が原因証書を偽造して単独で承継の届出を行うことが比較的容易に行われ易いとの指摘がなされている⁽³¹⁾。

この点、現在は、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年12月28日施行)及び「特許登録例施行規則等の一部を改正する省令」(令和3年6月12日施行)により、出願人名義変更届に添付する譲渡証書の署名について、本人確認措置が追加され、印鑑証明等証明書類の提出が義務付けられた。これにより、原因証書の詐称などのリスクは一定程度低減されており、特許を受ける権利を目的とする譲渡担保権設定に当たっての信頼性が高くなったといえる。

前述の産構審の資料でも指摘がされているが、特許を受ける権利の経済的な価値の高まりに鑑みれば、現状の届出制よりも、登録制の方が馴染むものがあり、また出願段階での仮実施権の対抗要件として登録制度が導入されていることの一貫性からも⁽³²⁾さらに一歩進めて登録制度の導入が望ましいといえる。併せて、前述の特許を受ける権利に関する質権設定などの原簿登録などの処置を講ずることで、より出願段階からの担保権設定による活用を図っていくべきものと考えられる。

(イ) 特許を受ける権利の二重譲渡の問題

特許を受ける権利を目的として譲渡担保を設定した場合、当該譲渡担保権者が契約上の買戻し特約を無視して、第三者に譲渡してしまうような場合が想定される。このような場合、譲渡担保設定者としては、当該第三者に対抗する公示手段がなく、当該受戻請求権が、損害賠償請求権に代わるだけで、適切な保護手段がないという問題がある。

この点についても、処分の制限について登録を可能とするよう制度を改正するという考えは指摘されているが⁽³³⁾、現状実現には至っていない。上述のとおり、特許法33条2項で質権設定が禁止されてい

る以上、出願段階における担保権設定手段として、法的安定性をもった仕組みとして譲渡担保の活用を促すためには、これらの登録もまた考える時期に来ているのではないかと思われる。

V. 特許を受ける権利に関する強制執行

1. 学説状況

民事執行法143条には、金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権に対する強制執行は、執行裁判所の差押命令により開始する旨規定され、同民事執行法167条1項には、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による旨規定されており、この規定に基づいて特許権に対する強制執行の対象となることとなっている。なお、肯定的な立場に立つとしても、具体的方法については、見解が明確に示されておらず、今後の実務の積み重ねによるとされている⁽³⁴⁾。

一方、特許を受ける権利については、明確な規定がないため争いがある。この点、これを肯定する立場としては、民事執行法131条12号には「発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの」について差し押さえが禁止される旨の規定は存在するが、特許を受ける権利について差し押さえを禁止する規定が明確に存在していないこと、また特許を受ける権利自体が移転を認められている(特許法33条1項)ため、執行の対象となり得るとする立場である⁽³⁵⁾。

一方、否定する立場としては、同じく民事執行法131条12号に未公表の発明又は著作に関する物に関する差押えの禁止が規定されていることを根拠としながらも、この規定の立法趣旨に照らして差し押さえを禁止することが妥当と考える立場である⁽³⁶⁾。この立場からは、特許法33条2項で特許を受ける権利に対する質権設定が禁止されており、この規定の趣旨からも差し押さえを禁止すべきであり、さらに差し押さえについて特許を受ける権利については、公示手段がない。そのため、特許を受ける権利を有する者が差押えに反

(31) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ平成19年10月5日 特許庁配布資料4「特許を受ける権利の移転等に係る登録制度について」2頁。この資料では実際に特許を受ける権利の承継人と詐称した事例も挙げられている(東地判平19年6月27日 平成18年(ワ)第126行 特許を受ける権利の確認訴訟事件)。

(32) 前掲註29 特許庁配布資料4 2頁に同趣旨の記載がある。

(33) 前掲註29 特許庁配布資料4 8頁

(34) 梅本吉彦「知的財産権に対する執行 ―「特許を受ける権利」及びノウハウを中心に―」特許研究No.56 2013年9月発行 8頁

(35) 安倉孝弘「その他の財産に対する執行」, 大石忠生・岡田潤・黒田直行編「裁判実務体系7・民事執行法」(青林書院 昭和61年)442頁, 中山信弘「工業所有権法・(上)特許法」第2版(弘文堂 平成10年)165頁

(36) 飯島久雄 判例評釈ジュリスト197号(昭和35年)84頁, 豊崎光衛「工業所有権法(新版増補)」有斐閣 (昭和55年)140頁

して出願手続きを続行することを妨げることはできず、差押え命令に反して特許を受ける権利を処分しても、それを取得した善意の第三者には対抗できないことなどを根拠としている⁽³⁷⁾。

折衷説として、特許出願の前後で執行対象の可否を分ける立場もある。特許を受ける権利について、特許庁に出願する前は強制執行の対象として否定するが、特許出願後は執行対象として肯定する折衷説がある⁽³⁸⁾。特許を受ける権利は、特許出願前は、その出願内容が公開されることで新規性を喪失し、原則として特許を受けることができなくなってしまうが、特許出願後であればこのような不都合はないことを理由とする。

2. 検討

否定説の特許を受ける権利について、公示方法が定められていないとの批判もあるが、公示方法が定められていない担保物権も存在することから、これは特許法における登録制度等の問題であって、特許を受ける権利に関する本質的な問題ではないと考えられる。

VI. その他の担保権

1. 知財信託

平成16年(2004年)に改正信託業法が施行され、特許権をはじめとする知的財産権に関する信託が可能となった。これに併せて、信託の登記・登録についての第三者対抗要件制度が整えられ、権利の移転の登録申請と信託の登録申請とを同時に認めるために特許登録令第60条、実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条、商標登録令第10条が改正されている。

また、平成18年に改正された信託法により、従来の信託形態に加えて自己信託等が認められることとなり、これに併せて特許登録原簿上公示するため「権利の変動」を特許法第27条に位置付けるとともに、その登録が効力発生要件であることが明確化にされた(特許法第27条第1項、第98条第1項、実用新案法第49条、意匠法第61条、商標法第68条の26、商標法第68条の27)。

特許権に限って知財信託の状況を見ていくと、2015年1件、2016年809件、2017年557件、2018年746件、2019年87件、2020年0件、2021年38件、2022年1,216件、2023年46件、2024年53件となっており⁽³⁹⁾、コロナ禍により一時的に件数は低下したものの、2022年以降回復を見せているといえる。

この知財信託に関する現状については、日本弁理士会⁽⁴⁰⁾において詳細に調査がされており、この調査によれば、知財の流通・管理型信託を行っている代表的な企業として、IP Bridgeとパソナ知財信託の2社は、今現在でも知財信託を有効活用しているとされている。

知財信託に関する法的な問題としては、特許法102条1項、2項の損害の推定規定の適用が可能かなどの問題が指摘されており⁽⁴¹⁾、本稿では問題の指摘にとどめる。

2. 工場抵当

工場の所有者が、工場等を担保にして融資を受けるため、抵当権を設定する仕様とすると、不動産である工場の土地及び建物については、抵当権の設定ができるが、動産である工場の設備については、抵当権の設定ができないため、融資の金額が低くなってしまいうため、工場の土地、建物、設備を一括して抵当権の設定の対象としたものが工場抵当である(工場抵当法)。この工場抵当によれば、抵当権の目的とするために、一個又は数個の工場について、工場財団を設けることができ、この工場財団の組成に当たって「工業所有権」を対象とすることができると規定されている(工場抵当法11条5項)。しかし、前述の図1の統計からも過去10年を振り返っても工場抵当については0件となっている。この工場抵当自体は、講学上は財団抵当の一種とされており、総務省統計局の統計によると、2015年では2632件あったものが、2023年では1452件⁽⁴²⁾と年々減少しており、モノからコトへの産業構造の変化が伺える。

VII. 考察

以上のように、知的財産権に関する担保権に関する

(37) 前掲註36 豊崎 140頁

(38) 前掲註32 梅本 8頁

(39) 特許行政年次報告書2025年度版 第2部詳細な統計情報 132頁

(40) 令和3年度知財プレゼンス向上委員会「知財信託制度の活用実態に関する調査研究」パテント(日本弁理士会 Vol.75 No.5 2022年) 82頁から92頁

(41) 「特許権信託における特許法102条1項・2項の適用に対する考え方」産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会資料 NBL836号 2006年 13頁

(42) 総務省統計局 独立行政法人統計センター(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003268732>)より

現状と課題についてみてきたが、いくつかの点について考察を加える。

1. 質権について

(1) 特許権に関する質権の法的性質

知的財産権に関する質権設定については、前述のように特許権に関しては近年設定の件数が多くなってきている点が挙げられる。特許権に関する質権制度については、歴史的には、明治期の特許専売規則においては、そもそも抵当権的非占有担保権としての「書入」制度として規定されており、「質入」とは区別がされていた。しかし、これにもかかわらず、ドイツ法の影響を受けた民法が後から成立したことを受けて、民法と整合させるために「質権」と分類されたことが指摘されている⁽⁴³⁾。このような歴史的な経過を持つため、無体財産として占有の移転を伴わず、登録を効力発生要件と規定する公信力主義を導入した制度となっているものと思われる。

一方、実施権に対する質権についてみると、専用実施権については、特許権と同様に登録を効力発生要件としているが、通常実施権については当然対抗制度を採用したことに伴い、債権譲渡通知と同様の公示手段があるに過ぎない状態となっている。通常実施権の質権設定が実際上どの程度のニーズがあるかは定かではないが、当然対抗制度の下、通説判例のように通常実施権の法的性質を不作為請求権であるとする観点からすれば当然の帰結ともいえるが、実施権制度として専用実施権に対する質権の制度と、通常実施権に関する質権について、あまり異なる取り扱いとなることは、利用者にとって分かり難く、活用という面からすると、複雑な制度となっており疑問が残るところもある。この点、専用実施権が登録を効力発生要件としていること等に伴う利用度の低さや、通常実施権制度が実務的中心となっていることからそもそも実施権制度自体を見直すべきであるとする見解がある⁽⁴⁴⁾。この見解では、国際的な観点から、アメリカ担保法制やUNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law 国連国際取引法委員会) ガイドを取り上げ、特許法と著作権法とで同様な取り扱いを行うこと等が述べられている⁽⁴⁵⁾。

確かに、知的財産権のより積極的な活用と、ライセ

ンス制度に関する実際の利用状況を勘案すれば、質権等の様々な形式を「担保権」という概念に統一し、簡素で包括的な制度とすることがより、知的財産権の活用に資するものといえる。そもそも無体財産権では、占有を観念し得ず、留置の効力も認められないという性質がある。さらに、産業財産権については、前述のように実施能力がない者が権利を所有していても何ら有効に活用し得ない。またさらに、知的財産権は、国内だけにとどまらずに、国際的に権利を取得されて、活用されるという特徴を有する。このような観点から、より簡便で、国際的に一括した担保権の設定ができるような制度設計が適しているのは明らかである。登録は第三者対抗要件とする制度設計では、不動産の登記制度のような法的な複雑さを生じる恐れもあるが、これまで著作権法のように、登録を第三者対抗要件としてもことさら大きな問題は発生していないようにも思われる。これらのことから、特許を受ける権利も含めて、担保権制度についても見直しを行い、さらなる活用を図ることも必要となる時期に来ているようにも思われる。

(2) 特許を受ける権利と質権

特許法 33 条 2 項により、特許を受ける権利について質権設定ができない旨が規定されており、この点で現状解釈の余地はない。しかし、前述のように産権審でも知財の活用の観点から特許を受ける権利に関する質権設定を認めるべきとの報告書が出されたが、システム開発の問題から事実上の棚上げ状態となっている。

一方、特許を受ける権利の移転等については、名義変更手続きの枠組みを維持しつつも本人確認手続きを厳格化するなどの対応も取られている。また、特許出願の審査期間の短縮化に伴い、必要な特許出願については、早期審査などの手続きを活用することで、特許権として質権の設定を行うことが事実上可能となっている。

これらの点では、制度やシステムの変更を伴わずに、制度の運用を変更することで上述のような知的財産権に関する活用の推進を図ることが行われていることについては、一定程度評価ができるといえる。

しかしながら、制度の枠組み自体として依然として、根本的な問題は解決されていない点は引き続き検討の余地が残されているといえる。

(43) 小野奈穂子「知的財産の担保性(1) —取引という側面からみた知的財産法制の現状と課題—」一橋法学第 11 巻 第 2 号(2012 年 7 月)269 頁

(44) 小野奈穂子「知的財産の担保性(2) —取引という側面からみた知的財産法制の現状と課題—」一橋法学第 11 巻 第 3 号(2012 年 12 月)242 頁から 243 頁

(45) 前掲註 43 小野(2)242 頁から 246 頁

2. 譲渡担保について

譲渡担保については、いわゆる譲渡担保法が制定され、著作権法については適用されるが、特許法等の産業財産権法については、登録が効力発生要件となっていることから、今回適用が留保され、今後の判例の積み重ねを待って議論されると整理されている。

この点、特許法等の産業財産権法において、登録が移転の効力要件とされたのは、昭和34年制定の現行法になってからであり、それ以前の大正10年の特許法などでは譲渡、実施権、質権のすべてにおいて登録は第三者対抗要件とされていた(旧特許法(大正10年法)第45条)。そのため、特許権の譲渡にあっても、不動産の場合等と同様に、当事者の意思表示により発生し、第三者に対抗するために登録を行うことが要求されていた。このように、登録を対抗要件とするのは、当時のフランス特許法20条3項と同一であり⁽⁴⁶⁾、フランス法を淵源とするといわれている⁽⁴⁷⁾。しかし、これが昭和34年の全面改正に伴って、公信力が付与された形になった。

このように公信力主義を採用する理由としては、原簿と実体的関係が符合し、権利の安定性が高く、取引の実情にも合致するなどの点が挙げられている⁽⁴⁸⁾。

しかし、これらの理由は、対抗要件制度に対する公信力制度の一般的な議論に過ぎず、必ずしも特許権などの無体財産権の独特な特性から導きだせる必然性があるとは言い難いように思われる。事実、著作権法においては、権利の譲渡において登録を対抗要件としており(著作権法77条)、これにより特段の問題も発生していない。

確かに、産業財産権と著作権とでは、権利を付与する過程が異なるが、いずれも権利となって以降は、同じ無体財産権である。また、特許権等において譲渡の契約だけでなく、特許庁への登録までが効力発生要件とすると、契約から登録までの間に所定の時間が経過してしまうこととなり、また登録手続きに起き得る手続上の瑕疵により、その効力発生の時期が変動してしまい、むしろ実体的な意思の合意の時点と、効力発生の時点との間に乖離が発生してしまう可能性も考えられる。また、今回の譲渡担保法の枠組みから産業財産権法が除外されることで、ユーザにとっては、産業財産権だけが異なる枠組みにおいて処理されることは、取引上必ずしも便宜であるといえないと思われる。

これらのことを勘案すると、産業財産権についても、著作権や、他の動産等と同じ枠組みの中で、譲渡担保法の適用がなされたほうが、譲渡担保の活用が促進されるものと思われる。これらの点も踏まえて、今後の判例の蓄積が待たれるところである。

VIII. まとめ

知的財産権に関する担保については、これまでさまざまな機会に取り上げられ、スタートアップ企業やベンチャー企業などを中心に、期待されている分野であるといえる。一方で、特許を受ける権利に関する質権設定など見直しの議論はなされ方向性が示されたものの、様々な事情から実現に至っていない事項も存在している。そのような中で、知的財産法以外の一般法の分野でも、今回取り上げた譲渡担保法の成立により、担保権について今後より活用が図られてくるものと思われる。また、特許権に関する質権設定の件数も、近年僅かばかりではあるが上昇しており、その期待と活用の模索が続いているものと思われる。一方で、事業性担保融資など、無形資産に対する融資にも積極的に様々な施策が講じられており、今後ますます知的財産権に関する担保権による活用も注目されるものと思われる。

このような現状から、より利用者にとってわかりやすく、活用しやすい制度が求められており、今後の課題といえるのではないかと思われる。

今後、知的財産権に関する担保権に関する判例が蓄積され、よりユーザに活用し易い制度設計が求められるといえる。

以上

(46) 前掲註42 小野(1) 249頁

(47) 清瀬一郎「特許法原理」(巖松堂 改訂版 1929年)189頁から190頁

(48) 前掲註42 小野(1)256頁の昭和29年5月4日の特許庁資料及び荒玉文庫532「特許法関係雑資料(一)」067-068頁のまとめ参照